

一般事業主行動計画

女性が活躍でき、かつ社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

①計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

②目標と取組内容・実施時期 【次世代法】

目標 : 計画期間内に、育児休業の取得率を水準以上にする

男性社員・・・取得率を30%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

【取組内容】

- 令和4年4月～ 社員の育児休業取得状況について調査、把握
産前・産後休業・育児休業、その他利用可能な両立支援制度に関する周知
- 令和5年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施
対象社員を把握した場合は、制度の周知
- 令和6年4月～ 育児休業の取得希望者を対象者の取得推進の為の取り組みの実施

目標 : 希望する労働者に対する勤務地の限定の実施

【取組内容】

- 令和4年4月～ 育児をする全社員に子育ての両立をする為、勤務地を考慮した配置の取り組みを実施

目標 : 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

【取組内容】

- 令和4年4月～ 年次有給休暇の対象者・取得状況について実態の把握
年次有給休暇取得予定表の作成（取得時季：4月～6月予定）

③目標と取組内容・実施時期 【女性活躍推進法】

目標 : 女性労働者の採用を3人以上増やす

【取組内容】

- 令和4年4月～ 応募を増やすため、ホームページの採用ページの内容を見直し、改定する
- 令和4年6月～ 社内案内・ホームページ等で女性労働者が活躍できる企業であることをPRする
- 令和5年4月～ 出産や育児を理由に退職した社員に対する再雇用制度を導入する